

-農林水産省-

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(産地基幹施設等支援タイプ)の実施について(農林水産大臣宛て)

<u>指摘の背景となった都道府県が地方農政局等と成果目標の妥当性について協議する際、過去事業における成果目標の達成状況等を報告することとしていないなどの事業費に係る</u>
<u>交付金交付額(支出) 26億9672万円</u>
<u>出荷量等の実績値が目標値を下回っているのに、その後の出荷量等の実績値の状況の把握をしておらず、それを踏まえた改善指導を行っていない事業費に係る</u>
<u>交付金交付額(支出) 33億6098万円</u>

1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(産地基幹施設等支援タイプ)の概要等

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(産地基幹施設等支援タイプ)の概要

農林水産省は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」に基づき、産地の基幹施設の整備等を支援することとし、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等を実施している。この事業では、産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体等による産地の基幹施設の導入を支援する産地基幹施設等支援タイプに係る事業(以下「整備事業」)等を実施している。

(2) 成果目標の設定

事業実施主体は、成果目標の目標年度(以下「目標年度」)における成果目標を設定するなどして、その成果目標の妥当性等を記載した事業実施計画を都道府県に提出することとされており、都道府県は、その内容について必要な審査及び指導を行うこととされている。そして、都道府県は上記事業実施計画を踏まえて都道府県事業実施計画を作成して地方農政局等に提出し、その成果目標の妥当性について地方農政局等と協議を行うこととされている。

(3) 成果目標の達成状況の評価

本院は、平成27年10月に同省に対して、農業・食品産業強化対策整備交付金事業(強い農業づくり交付金事業を含んだ事業)における成果目標の達成状況の評価等に関して成果目標の実質的な評価が行われていないなどしている事態について改善の処置を要求し、その後、同省は、本院の要求に対して手引を作成するなどの処置を講じた。そして、手引により、都道府県は、点検評価を実施する際に、成果目標を達成した場合においても、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等の実績値が目標値を下回るなどの状況になっている場合は、出荷量等の実績値が目標値に達するまでの間、状況の把握を行うとともに、事業実施主体に対して改善に向けた指導等を行うこととされた。

2 本院の検査結果

26年度から令和元年度までの間に23道県で実施された417事業(成果目標件数831件、事業費計1298億3502万円、交付金交付額計580億7111万円)を対象として検査した。

(1) 都道府県が地方農政局等と成果目標の妥当性について協議する際、過去事業における成果目標の達成状況等を報告することとしているなどの事態

23道県において、整備事業を実施する年度以前の10か年度の間に、新たな整備事業(以下「新事業」)と同一の事業実施主体が過去に同一の品目及び地域を対象とした整備事業(以下「過去事業」)を実施しているかどうか確認したところ、平成26年度から令和元年度までの間に実施された12道県における33事業(事業費計112億5322万円、交付金交付額計49億9663万円)において、過去事業が実施されていた。

ア　過去事業における成果目標の達成状況や過去事業において成果目標を達成していない状況となつた要因等を報告することとしているなどの事態

過去事業における成果目標の達成状況等について確認したところ、新事業の実施時点におい

て過去事業における成果目標が達成されていない事業が、6道県における計14事業(事業費計45億7450万円、交付金交付額計21億1475万円)あった。このうち、新事業の目標年度が元年度までとなっている9事業についてみたところ、5道県における7事業については、新事業において元年度までに新事業の成果目標が達成されていなかった。

このように、新事業を実施する時点において過去事業における成果目標が達成されていない場合、新事業においても同様に成果目標が達成されないなどするおそれがあることから、6道県は、成果目標の妥当性の協議において、過去事業における成果目標の達成状況や過去事業において成果目標を達成していない状況となった要因等について、報告する必要があったと考えられるが、6道県は、要綱等に規定されていないことから報告することとしていなかったり、協議時の状況を確認することができず報告したかどうか不明であるとしていたりしていた。

- イ 過去事業において設定した成果目標を下回る成果目標を設定していた場合に、その旨やその理由等を報告することとしているなどの事態

過去事業の成果目標を下回る成果目標を新事業において設定することは、過去事業着手後の天候や市場の変化等の外的要因の影響等を考慮したことによるものではない場合、成果目標が合理的な理由もなく低くなっているおそれがある。そこで、過去事業の成果目標について確認したところ、過去事業の成果目標を下回る成果目標を設定している新事業が4県における計4事業(事業費計15億5913万円、交付金交付額計7億1484万円)あった。

しかし、4県は、成果目標の妥当性の協議において、過去事業における成果目標を下回っていることやその理由等について報告する必要があったと考えられるが、4県は、要綱等に規定されていないことからそれらを報告することとしていなかったり、協議時の状況を確認することができず報告したかどうか不明であるとしていたりしていた。

- ア及びイの事態の事業について重複を控除すると、これらの事態に係る整備事業は7道県における計15事業(事業費計58億3174万円、交付金交付額計26億9672万円)となる。

- (2) 出荷量等の実績値が目標値を下回っているのに、その後の出荷量等の実績値の状況の把握をしておらず、それを踏まえた改善指導を行っていない事態

平成26年度から30年度までの間に整備事業が実施された23道県において、元年度までに目標達成と評価した402件(当該成果目標に係る事業数(以下「事業数」)計254事業)の成果目標のうち、18道県における131件は出荷量等の実績値が目標値を下回っていた。しかし、このうち、10県における52件(事業数計37事業、事業費計75億8300万円、交付金交付額計33億6098万円)については、10県は評価報告書等の提出を受けた後、出荷量等の実績値を把握しておらず、それを踏まえた改善指導を行っていないかった。

- 3 本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

同省において、整備事業の成果目標の妥当性の協議及び出荷量等の実績値の状況の把握が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 地方農政局等と都道府県における成果目標の妥当性の協議において、都道府県が地方農政局等に対して、過去事業における成果目標の達成状況や成果目標を達成していない場合の要因等を報告するとともに、新事業の成果目標が過去事業において設定した成果目標を下回る場合にその旨やその理由等を報告するなどの仕組みを導入すること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

- イ 都道府県に対して、成果目標を達成していても出荷量等の実績値が目標値を下回っている場合は当該目標値に達するまで出荷量等の実績値の状況を確実に把握した上で改善に向けた指導等を行うことについて、改めて周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)